

神戸空港特定運営事業等 募集要項等 修正表

平成 28 年 12 月 16 日

神戸空港特定運営事業等 公共施設等運営権実施契約書（案）

頁	条・項・号	修正前	修正後
14	第 13 条 第 1 項 (2)	運営権者についての以下の各書類	運営権者についての以下の各書類の原本証明付きの写し
25	第 30 条 第 5 項	本事業中期計画の公表事項については、神戸市が別途指定する。	本事業単年度計画の公表事項については、神戸市が別途指定する。
36	第 53 条 第 1 項 (2)	運営権者についての以下の各書類	運営権者についての以下の各書類の原本証明付きの写し
46	第 67 条	事業期間中に発生した特定条例変更（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定条例変更が行われた場合を除く。）により、本契約に基づく義務のうち全部又は重要な部分の履行が不可能となったときは、神戸市及び運営権者は、相手方に対し解除事由を記載した書面を送付して通知することにより、本契約を解除することができる。	特定条例変更（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定条例変更が行われた場合を除く。）により、本契約に基づく義務のうち全部又は重要な部分の履行が不可能となったときは、神戸市及び運営権者は、相手方に対し解除事由を記載した書面を送付して通知することにより、本契約を解除することができる。

頁	条・項・号	修正前	修正後
48	第72条 第2項	—	<p>前項の場合であって、運営権対価（アップフロントフィー）を支払った日以降平成72年3月31日までに解除又は終了した場合、神戸市は、運営権者に対して、以下の計算式により算出される金額（但し、本契約が事業開始日前に解除又は終了した場合は、「支払済みの運営権対価（アップフロントフィー）」の全額とする。）分の損失の補償を行う。なお、この場合における運営権対価（アニュアルフィー）の支払いについては、別紙9に定めるところに従うものとし、運営権者は、契約解除又は終了時点以降の期間に対応する運営権対価（アニュアルフィー）を支払うことを要しない。</p> <p>「支払済みの運営権対価（アップフロントフィー）」に、「契約解除又は終了時点から平成72年3月31日までの月数（1ヶ月に満たない月数は切り上げる。）」を乗じ、「事業開始日から平成72年3月31日までの月数（1ヶ月に満たない月数は切り上げる。）」で除した金額</p>
48	第72条 第3項	前項の場合であって、事業開始日前に解除又は終了した場合、神戸市は、本契約の解除又は終了から速やかに、運営権者に対して契約保証金（利息等は付さない。）を全額返還する。	第1項の場合であって、事業開始日前に解除又は終了した場合、神戸市は、本契約の解除又は終了から速やかに、運営権者に対して契約保証金（利息等は付さない。）を全額返還する。

頁	条・項・号	修正前	修正後
71	別紙 7 脚注 14	事業開始日から派遣する予定の職員派遣は事業開始日から、それ以外の場合の職員派遣は、事業開始日直近の 4 月 1 日から派遣するものとします。	事業開始日から派遣する予定の職員派遣は事業開始日から、事業開始日以降の職員派遣は、4 月 1 日から派遣するものとします。
78	別紙 9 2-3. (2)	(なお、最終回の支払いは、平成 72 年 5 月末である。)	(なお、第 58 条第 2 項に定める合意延長が実施された場合は、延長期間中も収益連動負担金を負担することとし、最終回の支払いは、当該延長後の事業終了日が属する月の翌々月末とする。)
84	別紙 13 2. ①	会社法第 435 条第 2 項計算書類 (運営権者子会社がある場合には同法第 444 条第 1 項に定める連結計算書類) (いずれも会計監査人による監査済のもの)	会社法第 435 条第 2 項に定める計算書類 (運営権者子会社がある場合には同法第 444 条第 1 項に定める連結計算書類) (いずれも会計監査人による監査済のもの)

神戸空港特定運営事業等 基本協定書（案）

頁	条・項・号	修正前	修正後
6	第7条 第2項	ビル施設売買契約に基づくビル施設の所有権移転は、同契約に定める条件がすべて充足されることを停止条件として、事業開始日（又は神戸市と神戸空港ターミナルが別途合意した日）に効力が発生するものとする。	ビル施設売買契約に基づくビル施設の所有権移転は、同契約に定める条件がすべて充足されることを停止条件として、事業開始日又は事業開始日以前の日で神戸市と神戸空港ターミナルが別途合意した日に効力が発生するものとする。